

## ふるさと納税協力事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河合町に対して寄附（以下「ふるさと納税」という。）していただいた方（以下「寄附者」という。）がふるさと納税を契機として河合町の魅力を直に触れることにより、将来にわたり河合町を応援したくなるような魅力ある品物または特典（以下「返礼品」という。）の提供を希望する協力事業者（以下「事業者」という。）を募集することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象の事業者)

第2条 前条の事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）または事業所を有する法人、団体または個人事業者であること。
- (2) 町税、県税及び国税等の滞納がないこと。
- (3) 自らの事業を行うに当たり、各種関係法令を遵守していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び河合町暴力団排除条例（平成23年12月河合町条例第21号）に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(対象の返礼品)

第3条 対象となる返礼品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準を満たすものであること。
- (2) 本町の魅力やイメージ向上につながるものであること。
- (3) 町内で製造、加工、販売及びサービス等がなされていること。
- (4) 配送業者からの依頼後、早急に発送できること。
- (5) 飲食物については、返礼品の発送日から賞味期限までに一定以上の期間を有してい

るものであること。

2 前項にかかわらず、平成29年4月1日付け総務市第28号総務大臣通知をふまえ、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- (2) 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- (3) 価格が高額なもの

3 第1項に規定する返礼品の価格は、商品代、消費税及び梱包代等を含めた価格（以下「提供価格」という。）とする。ただし、提供価格には配送料は含めない。尚、本町は、提供価格を基に寄附金額を定めるものとする。

（登録の手続き）

第4条 登録を希望する事業者は、河合町ふるさと納税協力事業者登録申込書（様式第1号）と次に掲げる書類等を添えて、町長まで提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 事業者概要（事業者の活動内容がわかる資料やパンフレット等）
- (3) 返礼品の画像（紙媒体または電子データ）
- (4) その他、河合町が必要とするもの

（事業者及び返礼品の登録決定）

第5条 前条の申込みがあった事業者及び返礼品の採用の可否は、当該申込みに係る書類等の審査及び必要に応じた調査を行い、登録することが適当と認めるときは、河合町ふるさと納税協力事業者登録決定通知書（様式第3号）にて結果を通知するものとする。

（返礼品の追加や変更、廃止）

第6条 事業者の返礼品の追加や変更、廃止は、河合町ふるさと納税協力事業者返礼品登録

変更申込書（様式第4号）と第4条第3号に規定する書類を添えて、町長まで提出しなければならない。

- 2 変更登録申込みがあった事業者及び返礼品の採用の可否は、当該申込みに係る書類等の審査及び必要に応じた調査を行い、変更登録することが適当と認めるときは、河合町ふるさと納税返礼品登録変更通知書（様式第5号）にて結果を通知するものとする。

（登録辞退）

第7条 事業者及び返礼品の登録辞退は、河合町ふるさと納税協力事業者辞退届書（様式第6号）を町長まで提出しなければならない。

（登録決定取消し）

第8条 事業者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録決定のすべてまたは一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱に違反したとき。
- （2）登録決定の内容またはこれに付された条件に違反したとき。
- （3）虚偽やその他不正行為により、登録決定を受け、または受けようとしたとき。

（その他）

第9条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は町長が定める。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。